

【参考】令和3(2021)年12月1日時点の法令等の定めに基づく御案内

○変更届の提出について

届出の対象となる変更があった場合には、変更の日から10日以内（登記事項証明書が必要なときは、30日以内）に変更届を提出してください。

<届出の対象となる変更内容>

- ・ 収集運搬業者の住所の変更
- ・ 収集運搬業者の氏名又は名称の変更
- ・ 法定代理人、役員、政令で定める使用人、100分の5以上の株主又は出資者の変更（※既存の方についての住所、氏名又は名称の変更は、対象外です。）
- ・ 事務所、事業場（駐車場等）の所在地の変更
- ・ 収集運搬車両の変更
- ・ 積替保管施設の変更

※提出書類等の詳細は、栃木県公式ホームページを御参照ください。



○車両の表示について

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車の両方の側面に、次の1～3の項目を表示しなければなりません。

- 1 産業廃棄物を収集運搬している旨（※1文字の大きさが5cm以上で）
（例）産業廃棄物収集運搬車（※特別管理産業廃棄物でも、この表示で可）
- 2 収集運搬業者名（※1文字の大きさが3cm以上で）
（例）〇〇株式会社 ※個人名義の場合、屋号ではなく、氏名を表示
- 3 許可番号（下6桁以上）（※1文字の大きさが3cm以上で）
（例）123456号

※ 下6桁は、許可業者ごとに固有の数字ですので、複数の都道府県の許可を有する場合でも、下6桁のみの表示で足りません。（全ての桁の数字を記載するときは、全ての許可の番号を表示することが原則です。）

（注意事項）

- ・ マグネットシートなど、着脱可能な表示でも差し支えありません。
- ・ 見やすく、鮮明に、識別しやすい色で、原則として印刷された文字で表示してください。

※詳細は、環境省ホームページを御参照ください。

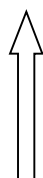


○許可番号（固有番号）について

許可番号は11桁で、下6桁は許可業者ごとに固有の数字（固有番号）です。

【栃木県の例】

0	0	9	0	0	1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---



下6桁が**固有番号**（※許可業者ごとに全国共通の数字）
全て「0」

許可の種類（産業廃棄物収集運搬業）：「0」

特別管理産業廃棄物収集運搬業：「5」

都道府県番号（※栃木県は「009」）

産業廃棄物の収集又は運搬の用に供する運搬車である旨の表示

5 cm以上

産業廃棄物収集運搬車

000000号

3 cm以上

車両の両側面に 鮮明にかつ見やすいよう表示します。